

福岡市景観計画

届出関係Q&A

1. 共通事項
2. 都市景観形成地区共通事項
3. シーサイドももち地区
4. 御供所地区
5. アイランドシティ香椎照葉地区
6. はかた駅前通り地区
7. 筥崎宮地区

令和8年4月

都市景観室

目次

1. 共通事項	
1 - 1	届出はいつまでにすればいいですか。また、届出に必要な書類について教えてください。
1 - 2	変更が生じた場合、変更届はいつまでに提出すればよいですか。また、変更届に必要な書類について教えてください。
1 - 7	既存の建物を同じ色で塗りなおす場合も届出(通知)が必要ですか。
1 - 8	建物の一部だけを改修するのですが、届出(通知)が必要ですか。
1 - 9	携帯基地局の設置などは届出が必要ですか。
1 - 10	届出は郵送・オンラインでも可能ですか。
1 - 11	完了届に必要な写真について教えてください。
1 - 12	都市景観アドバイザー会議にかかる条件は何ですか。また、どの程度の日数を要しますか。
1 - 13	屋外広告物を設置する際も、景観法の届出が必要ですか。
1 - 14	発光可変表示式広告物とは何ですか。
1 - 15	通常の管理行為とはどのような行為ですか。

2. 都市景観形成地区共通	
2 - 1	都市景観形成地区内で届出が必要な行為について知りたい。
2 - 2	自動販売機の設置について行為の制限があるが、設置の際に届出が必要ですか。
2 - 3	窓面広告物とは何ですか。

3. シーサイドももち地区	
3 - 1	戸建て住宅地区で、「原則として勾配屋根等とする」となるが、勾配はどの程度必要ですか。すべて勾配屋根でないといけないのでしょうか。
3 - 2	商業・業務・レクリエーション地区のなかで、商業・業務地区とレクリエーション地区のエリアを確認したい。

4. 御供所地区	
4 - 1	地元説明の実施方法について知りたい。(範囲・対象者・方法等)
4 - 2	まちなみ斜線の考え方を知りたい。(道路の高さ、対象部分等)

4 - 3	「原則として日本瓦葺き」とあるが、必ず日本瓦でないといけないのですか。
4 - 4	既存の建物が、基準に定められている最高部の高さを超えているのですが、違反になりますか。

5. アイランドシティ香椎照葉地区

5 - 1	戸建住宅地区で「建築物の主たる屋根は勾配屋根とする」とありますが、どの程度勾配が必要ですか。一部が勾配屋根であればいいですか。
5 - 2	柵を設ける場合、「透視性のあるもの」となっていますが、どのようなものですか。
5 - 3	切り文字又はこれに類するものとはどのようなものですか。

6. はかた駅前通り地区

6 - 1	敷地が狭いのですが、壁面の位置の制限は適用されますか。
6 - 2	庇やバルコニーは壁面後退距離にあたりますか？
6 - 3	壁面の後退距離は1.5mちょうどですか？
6 - 4	壁面後退部分に地上設置広告物を設置してもいいですか。

7. 筥崎宮地区

7 - 1	主要な通り、主要な生活道路に直接面する建築物の屋根は原則として通り側へ向けた勾配とするとあるが、寄棟屋根でもいいですか？
-------	--

1. 共通事項

1-1	届出はいつまでにすればいいですか。 また、届出に必要な書類について教えてください。
回答	<p><届出について></p> <p>届出は、行為着手の30日前までに行ってください。 原則として、届出後30日間は着手できません。(景観法第18条) (不適合など)場合によっては、90日に延長される場合があります。 都市景観アドバイザーによる助言・指導を行う場合は、この限りではありません。</p> <p><届出に必要な書類> ※紙での提出の場合:正副2部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○様式第3号 景観計画区域内における行為の届出書 (通知の場合は第6号) ○(代理者が届出する場合)委任状 ※任意の書式で構いません ○添付図書 <ul style="list-style-type: none"> ・付近見取り図 ・2方向以上の現況カラー写真 ・配置図、外構平面図(植栽の位置・樹種等が分かるもの) ・各階平面図 ・立面図(マンセル値を記載すること) ・(屋外広告物を設置する場合)位置、仕様等が分かる図面 ・(屋外照明を計画する場合)照明計画図 ・その他、必要に応じて提出を求める場合があります。 <p>届出書の記載方法等は、「福岡市景観計画デザインガイドライン」48ページ以降を参照してください。</p>
備考	福岡市景観計画デザインガイドライン 第5章第2節 P48～54 景観法第18条第1項、第17条第4項

1. 共通事項

1-2	変更が生じた場合、変更届はいつまでに提出すればよいですか。 また、変更届に必要な書類について教えてください。
回答	<p><変更届について></p> <p>変更届は、変更となった部分に着手する30日前までに行ってください。 変更届を出す前に施工した場合、事後届を提出していただく場合があります。 特に、届出時に継続協議となっている事項については、都市景観室と協議のうえ、速やかに変更届の提出をお願いします。</p> <p><届出に必要な書類> ※紙での提出の場合:正副2部</p> <ul style="list-style-type: none">○様式第3号 景観計画区域内における行為の変更届出書 (通知の場合は第6号)○変更内容チェックシート○(継続協議の場合)継続協議項目○変更後の図面 (変更箇所が分かるように示してください。) <p>※変更届出書について 第1面、第2面の記載は、変更前を上段、変更後を下段(または前後)に記入する等、変更の前後が分かるように記載してください。</p>
備考	福岡市景観計画デザインガイドライン 第5章第2節 P57～60

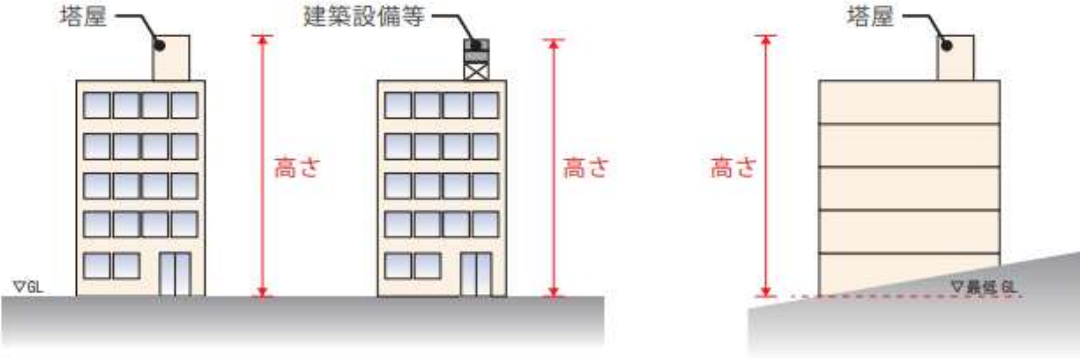
1. 共通事項

1-3	変更届が必要なのはどのような場合ですか。
回答	<p>変更届が必要なケースは以下のとおりです。</p> <p>○当初の届出時に「一部適合」となっている場合 継続協議事項が残っているため、都市景観室と協議のうえ、速やかに変更届をご提出ください。</p> <p>○「適合」となっているが、計画内容に変更が生じた場合 変更内容が景観計画に沿ったものであるか、都市景観室と協議のうえ、速やかに変更届をご提出ください。</p> <p>例) 植栽計画(位置や範囲など)が変更になった 外壁の色彩が変更になった 設置する屋外広告物が増えた ごみ置場や設備等の位置が変更になった 等</p> <p>○届出者が変更になった場合 「届出者変更届」および「委任状」の提出をお願いします。 (福岡市景観計画デザインガイドライン P61～62参照)</p> <p>※外観に影響を与えないものや、軽微な変更は、変更届を求めない場合がありますので、判断に迷う場合はご相談ください。</p>
備考	必要書類・記入例について: 福岡市景観計画デザインガイドライン 第5章第2節 P57～62

1. 共通事項

1-4	届出(様式第3号)と通知(様式第6号)の違いは何ですか。
回答	<p>民間事業者等が建築物等の新築等の行為をする際は、「届出」(様式第3号)となります。</p> <p>国の機関又は地方公共団体が、建築物等の新築等の行為をする際は「通知」(様式第6号)となります。</p> <p>※公共のPFI事業のために設立されたSPC(特定目的会社)が建築物等の新築等を行う場合は、「届出」(様式第3号)となります。</p>
備考	景観法第16条第5項

1. 共通事項

1-5	対象規模の「高さ」は、建築基準法上の高さですか。
回答	<p>建築物等の高さは、建築基準法上の高さではなく、塔屋や設備等の屋上突出物の高さを含むものとしします。また、最低地盤面からの高さとしします。</p>  <p>※福岡市都市景観条例 別表 備考2より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ： 最低地盤面(建築物又は工作物が周囲の地面と接する位置の最低の高さにおける水平面をいう。)からの高さにより算定する。 ・高さに算入するもの： 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物
備考	福岡市景観計画デザインガイドライン 第3章第3節 P14 福岡市都市景観条例 別表 備考 2

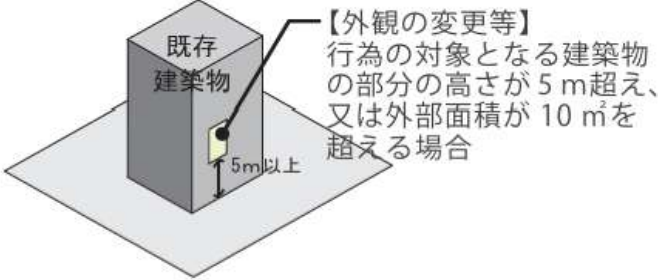
1. 共通事項

1-6	団地や学校など、建物が複数棟ある場合は、それぞれの建物の規模で判断しますか。
回答	<p>1棟ずつは小規模でも、一団の敷地や街区等における建築物群は、景観形成に影響を与えます。</p> <p>そのため、一団地認定を受けるなどして、用途上不可分の複数建築物がある場合は、敷地単位で届出(通知)対象規模であるかどうか判断します。</p> <p>判断に迷う場合は、都市景観室にご相談ください。</p>
備考	

1. 共通事項

1-7	既存の建物を同じ色で塗りなおす場合も届出(通知)が必要ですか。
回答	<p>既存建物が届出対象規模である場合、現状の外観のマンセル値が景観計画に定める色彩の基準内であることが確認できれば、同じ色での塗り替えは届出不要の場合があります。</p> <p>まずは既存建物のマンセル値を確認のうえ、都市景観室にご相談ください。</p>
備考	色彩に関する景観形成基準： 福岡市景観計画 第3章第3節(P43～44)

1. 共通事項

1-8	建物の一部だけを改修するのですが、届出(通知)が必要ですか。
回答	<p>既存建物が届出対象規模である場合、改修等を行う部分の高さが地盤面から5mを超えるか、改修等を行う部分の面積が10㎡を超える場合、届出(通知)が必要です。</p>  <p>【外観の変更等】 行為の対象となる建築物の部分の高さが5mを超え、又は外部面積が10㎡を超える場合</p>
備考	福岡市景観計画デザインガイドライン 第3章第4節 P16

1. 共通事項

1-9 携帯基地局の設置などは届出が必要ですか。

携帯電話等の小規模アンテナ設置に関しては、以下のとおりです。
 設置にあたっては、周辺のまちなみに配慮し、通りから見えにくい位置への設置をお願いします。

○都市景観形成地区内で設置する場合

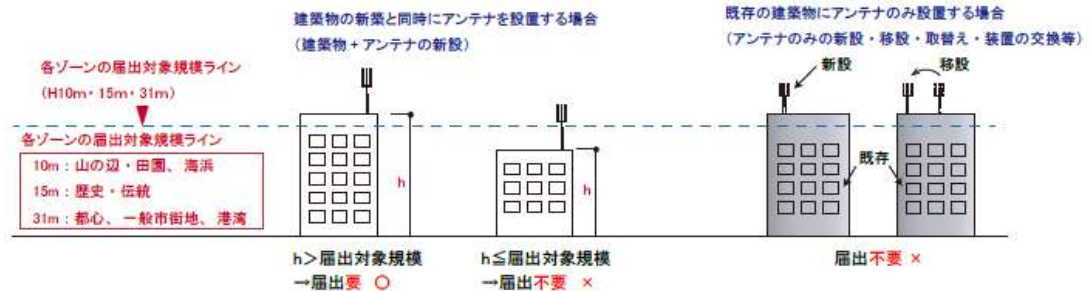
I)シーサイドももち、御供所、アイランドシティ香椎照葉、宮崎宮
 ⇒規模、形状に関わらず届出が必要です。

II)天神(明治通り・渡辺通り)、香椎副都心(千早)、はかた駅前通り、元岡、承天寺通り

⇒5mを超える規模のアンテナ(※支柱含む)は届出が必要です。

○都市景観形成地区外で設置する場合

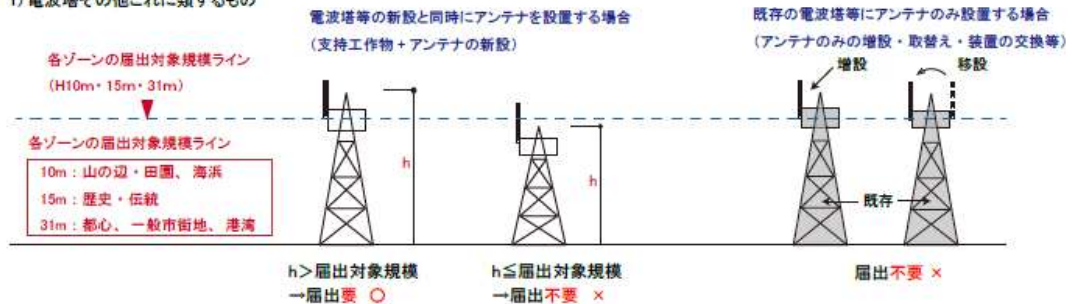
I)建物の上に設置する場合



回答

II)工物に設置する場合

1) 電波塔その他これに類するもの



2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

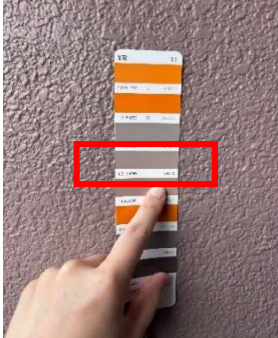



備考

1. 共通事項

1-10	届出は郵送・オンラインでも可能ですか。
回答	<p>郵送・オンラインでも受け付けています。</p> <p>○郵送の場合</p> <p>届出書等一式(正副2部)と一緒に、返送用の封筒(レターパックなど)を同封してください。 不足がある場合は連絡しますので、担当者の連絡先(電話番号、メールアドレス)を届出書に記載してください。</p> <p>○オンラインの場合</p> <p>令和8年4月1日時点で、すべての手続きについて、電子メールで受け付けています。</p> <p>専用アドレス:keikan-todokede@city.fukuoka.lg.jp</p> <p>メール送信時、件名に届出、変更届、完了(中止)届、または相談の別、物件名を記載し、新規の届出以外は当初届出時の受付番号を入力してください。 (例) 【届出】【◇◇◇新築計画】 【変更届】【4-150】【○○○○様邸新築工事】 【完了届】【3-120】【△△△△プロジェクト】 【届出者変更届】【2-50】【□□□□計画】</p> <p>※本文には届出の代理者、担当者、連絡先を記載してください。 ※必要書類については、窓口での届出と同じです。PDF形式での送付をお願いします。 ※電子メールでの届出を行った場合、副本(届出書類一式)の送付・返却は行いませんので、提出した電子データ一式は、ご自身で確実に保管してください。 ※副本が必要な場合は、これまでどおり紙による届出を行ってください。 ※届出者変更届は、受付完了メールが届いたら処理完了となります。 ※事後の届出となる場合は、これまでどおり窓口での届出をお願いします。</p>
備考	

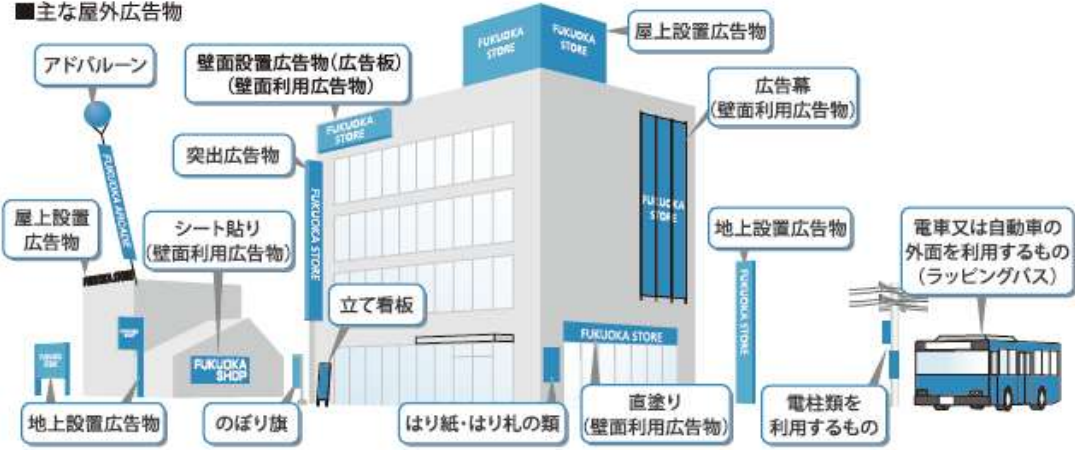
1. 共通事項

1-11	完了届に必要な写真について教えてください。
回答	<p>完了届(様式第4号)に必要な写真は以下のとおりです。</p> <p>○<u>全景写真</u> ※可能な限り建物の四方から撮影してください。</p> <p>○<u>外観に色見本をあてた写真</u></p> <p>例)</p>  <p>○<u>ゴミ置き場、植栽など外構周りの写真</u></p> <p>例)</p>  <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none">・すべてカラー写真で提出してください。・届出されていた外壁色が、色見本にない場合、一番近いマンセル値をあてて撮影してください。 <p>例) 8YR3.7/0.8 ⇒ 7.5YR4/1</p> <ul style="list-style-type: none">・サンプルをあてた写真では確認できませんので、必ず建物に色見本を当てて撮影してください。
備考	福岡市景観計画デザインガイドライン 第5章第2節 P61

1. 共通事項

1-12	<p>都市景観アドバイザー会議にかかる条件は何ですか。 また、どの程度の日数を要しますか。</p>
回答	<p>対象となる条件は以下のとおりです。会議開催までの調整期間として2～3か月を要します。 都市景観アドバイザー会議に諮る対象となるかについては、窓口やメール等で早めにご相談ください。</p> <p><u>I類：公共性が高く地域の中核となる施設(駅、地域交流センター等)</u></p> <p>施設の存在自体が、その地域の中核となるもの。周辺の景観やデザイン等に対して先導的な立場となる公共的な施設等(民間施設についても公共性の高い施設等を含む)を対象とします。</p> <p><u>II類：アイストップとなる立地や超高層建築物など地域のランドマークとなる施設</u></p> <p>その場所に立地することで地域の大きな景観要因となり、また、地域のランドマークとして広く認識されることが想定される施設(建築物高さ60m超)等を対象とします。</p> <p><u>III類：数次に亘る継続的開発行為等(住宅団地・大規模商業・業務施設等)</u></p> <p>大規模な住宅団地や商業・業務施設等の開発行為、あるいはそれらの建て替えや機能更新など、一団の敷地や街区において、建築物群としての景観形成や周辺のまちなみとの調和等、段階的、かつ、一体的・総合的な景観誘導を図る必要がある施設を対象とします。</p> <p><u>IV類：周辺地域の既存の景観的要素と著しく異なる、又は著しく阻害するおそれがある計画</u></p> <p>周辺の景観的要素と乖離し、あるいは著しく阻害するおそれのある計画は、まとまりのある都市景観を単体で阻害するだけでなく、周辺地域に類似施設を誘発し、地域の景観のまとまりを崩壊させる要因となることから対象とします。</p> <p><u>V類：歴史景観拠点ゾーンの歴史的景観を保全・形成するために、特に配慮が必要となる計画</u></p> <p>福岡市都市計画マスタープランにおいて位置付けられている歴史景観拠点ゾーンの歴史資源及びその周辺の景観へ与える影響が大きな施設、歴史的景観の形成のための技術的援助を必要とする施設等を対象とします。 ※「歴史・伝統ゾーン」内及びその周辺で歴史資源に配慮した計画が必要と判断される場合を含みます。</p>
備考	<p>福岡市景観計画 第3章第1節(P33)、第8章第2節(P56) 福岡市景観計画デザインガイドライン 第6章第1節 P64</p>

1. 共通事項

<p>1-13</p>	<p>屋外広告物を設置する際も、景観法の届出が必要ですか。</p>
<p>回答</p>	<p>屋外広告物の設置のみの場合は、景観法の届出は不要です。</p> <p>屋外広告物の設置に伴う外壁の改修など、建物の外観が変更となる場合は届出が必要です。</p> <p>※屋外広告物を表示・設置しようとするときは、屋外広告物条例に基づき事前に許可が必要です。屋外広告物のルールを確認し、規格基準を守って適正に掲出して下さい。</p> <p>また、都市景観形成地区ごとに独自の規格基準が定められているので、事前協議を行って下さい。</p>  <p>■主な屋外広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> アドバルーン 壁面設置広告物(広告板) (壁面利用広告物) 突出広告物 シート貼り (壁面利用広告物) 立看板 はり紙・はり札の類 直塗り (壁面利用広告物) 電柱類を利用するもの 電車又は自動車の外面を利用するもの (ラッピングバス) 地上設置広告物 のぼり旗 屋上設置広告物 地上設置広告物 広告幕 (壁面利用広告物)
<p>備考</p>	<p>福岡市景観計画 第7章P53～54 屋外広告物の手びき</p>

1. 共通事項

<p>1-14</p>	<p>発光可変表示式広告物とは何ですか。</p>
<p>回答</p>	<p>発光可変表示式広告物とは、屋外ビジョンなどの自ら発光して表示の内容を変えることができる広告物(一定時間表示の内容が変わらないものを除く。)のことを言います。</p> <p>設置条件がありますので、「屋外広告物の手びき」を確認してください。</p> <p>例)LEDビジョン、液晶ビジョン、液晶テレビ、デジタルサイネージ、電光掲示板、点滅看板、電飾看板、電光ニュース、投影・映写等</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;">       </div>
<p>備考</p>	<p>屋外広告物の手びき P10~11</p>

1. 共通事項

1-15	通常の管理行為とはどのような行為ですか。
回答	<p>届出の適用除外となる通常の管理行為については、次に掲げるものとします。(福岡市都市景観条例施行規則)</p> <p><建築物>(第7条第1項、第2項)</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転でその行為の対象となる建築物の部分の高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下であるもの (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更でその行為の対象となる建築物の部分の高さが5メートル以下であり、かつ、外部面積の合計が10平方メートル以下であるもの</p> <p><工作物>(条例第7条第3項)</p> <p>ア 門、へい、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの →高さが2メートル以下、かつ、長さが5メートル以下 イ 高架水槽、屋上に設置する冷却塔その他これらに類するもの →高さが8メートル以下 ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの →高さが6メートル以下 エ 記念塔その他これらに類するもの →高さが4メートル以下 オ 電波塔その他これらに類するもの →高さが10メートル以下 カ 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの →長さが10メートル以下 キ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの →高さが15メートル以下 ク 駐車施設、駐輪施設、ごみ置場・その他市長が指定するもの →高さが5メートル以下、かつ、築造面積が50平方メートル以下</p> <p><仮設>(第7条第4項)</p> <p>・建築等又は工作物の建設等を行うため現場に設ける事務所、材料置場その他これらに類する仮設の建築物の建築等若しくは工作物の建設等又はこれらへの広告物の設置 ・市長が都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと認める行為</p> <p><木竹の伐採で次に掲げるもの>(第7条第5項)</p> <p>ア 高さが5メートル以下又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が0.6メートル以下の木竹(生け垣を構成するものを除く。)の伐採 イ 高さが1.5メートル以下、かつ、長さが10メートル以下の生け垣をなす一団の木竹の伐採</p>
備考	福岡市都市景観条例施行規則第7条、福岡市景観計画 資料編 福岡市景観計画デザインガイドライン 第3章第3節 P13

2. 都市景観形成地区共通

2-1	都市景観形成地区内で届出が必要な行為について知りたい。
回答	<p>建築物等の規模や指定区域に関わらず、建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。</p> <p>また、届出対象行為の全てを景観法第17条による特定届出対象行為とします。加えて、木竹の伐採を届出対象行為とします。</p> <p>なお、屋外広告物については、地区ごとに独自の規格基準を定めています。屋外広告物の計画にあたっては、地域特性にあった広告物景観とするため、景観形成方針を踏まえ、屋外広告物の行為の制限を遵守する必要があります。地区ごとの詳細は、各地区の地区別編冊子をご覧ください。</p> <p>屋外広告物を設置する場合は、地区ごとの規格基準に適合するよう、事前協議を行ってください。</p> <p>※通常の管理行為(1-15参照)、軽易な行為その他の行為は届出の適用除外とします。</p>
備考	福岡市景観計画 第4章第4節(P48)、第7章第2節(P53)

2. 都市景観形成地区共通

2-2	自動販売機の設置について行為の制限があるが、設置の際に届出が必要ですか。
回答	<p>自動販売機の設置のみを行う場合、届出は不要ですが、自動販売機に関する行為の制限がある場合、設置の際は配慮をお願いします。</p> <p>届出の必要な建築物等の新築等にあわせて設置する場合は届出が必要です。建築物等の届出に合わせて、自動販売機の設置に関する図面等を提出してください。</p> <p><参考> 自動販売機に関する行為の制限がある地区：</p> <ul style="list-style-type: none">・シーサイドももち地区・御供所地区・天神(明治通り・渡辺通り)地区・香椎副都心(千早)地区・アイランドシティ香椎照葉地区・はかた駅前通り地区・筥崎宮地区 <p>行為の制限の内容は地区によって異なります。詳細は、地区別編の冊子を参照ください。</p>
備考	

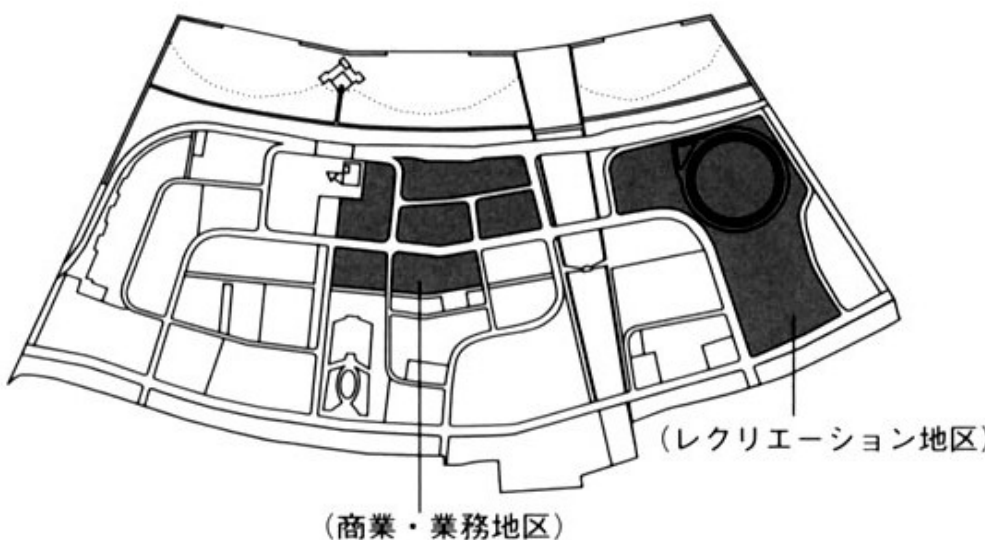
2. 都市景観形成地区共通

2-3	窓面広告物とは何ですか。
回答	<p>窓面広告物とは、</p> <ul style="list-style-type: none">・建築物の窓その他の開口部(建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。)に設けられた窓ガラス・ガラス扉・その他これらに類するもの <p>上記の外側または内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものです。</p> <p><参考> 窓面広告物に関する行為の制限がある地区：</p> <ul style="list-style-type: none">・シーサイドももち地区・天神(明治通り・渡辺通り)地区(一部)・香椎副都心(千早)地区(一部)・元岡地区・はかた駅前通り地区(一部)
備考	福岡市都市景観条例第2条第3号 福岡市都市景観条例施行規則第3条第1項

3. シーサイドももち地区

3-1	戸建て住宅地区で、「原則として勾配屋根等とする」となるが、勾配はどの程度必要ですか。すべて勾配屋根でないといけないのでしょうか。
回答	<p>戸建住宅地区においては、周辺の景観に配慮し、原則として、屋根の傾斜が道路側から見てわかるようにしてください。概ね10分の3を目安としています。</p> <p>また、すべて勾配屋根でなくても良いですが、道路側から見えない位置として、過半を目安に勾配屋根としてください。</p>
備考	

3. シーサイドももち地区

3-2	商業・業務・レクリエーション地区のなかで、商業・業務地区とレクリエーション地区のエリアを確認したい。
回答	<p>下図のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none">・商業・業務地区 : 早良区百道浜1~3丁目・レクリエーション地区 : 中央区地行浜1~2丁目 <p>にあたります。</p> <p style="text-align: right;">N</p> <p style="text-align: center;">商業・業務・レクリエーション地区</p>  <p>The map shows a coastal area with a grid of streets. A central area is shaded black and labeled '(商業・業務地区)'. A larger area to the right is also shaded black and labeled '(レクリエーション地区)'. A north arrow is located in the upper right corner.</p>
備考	

4. 御供所地区

4-1	地元説明の実施方法について知りたい。(範囲・対象者・方法等)
回答	<p>御供所地区都市景観形成地区内で、集合住宅、ホテル、事務所などの、戸建住宅以外の建物を計画する場合、地元説明会の実施をお願いしています。</p> <p>計画地を含む町内会が対象になることが多いですが、説明対象の範囲や対象者、方法等は、自治協議会と都市景観室との協議で決定しますので、お早めにご相談ください。</p> <p>「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」における近隣への事前説明と兼ねることはできますが、説明の範囲は異なりますのでご注意ください。</p>
備考	

4. 御供所地区

4-2	まちなみ斜線の考え方を知りたい。(道路の高さ、対象部分等)
回答	<p>まちなみ斜線は、圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るために必要なものです。</p> <p>そのため、緩和規定は設けていません。</p> <p>建築物の「各部分の高さ」における各部分は、建築物の各部分であり、庇も含まれません。</p> <p>ただし、5階以上の部分については壁面のみを対象とし、庇・バルコニー等のはねだし部分には適用しません。</p> <p>詳細については個別にご相談ください。</p>
備考	

4. 御供所地区

4-3	「原則として日本瓦葺き」とあるが、必ず日本瓦でないといけないのですか。
回答	<p>地区が継承してきた歴史的な雰囲気を残していくため、日本瓦とするようお願いしています。</p> <p>素材や色によって、周辺の景観に調和する瓦でも可能ですが、個別に都市景観室にご相談ください。</p>
備考	

4. 御供所地区

4-4	既存の建物が、基準に定められている最高部の高さを超えているのですが、違反になりますか。
回答	<p>現に存する建築物が最高部の高さの基準を超えている場合、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。</p> <p><例> 最高部の高さの基準が「25m以下」の地区において、現に存する建築物の高さが28mの場合</p> <p>⇒28m以下であれば、建築可能</p>
備考	福岡市景観計画地区別編 御供所地区

5. アイランドシティ香椎照葉地区

5-1	戸建住宅地区で「建築物の主たる屋根は勾配屋根とする」とありますが、どの程度勾配が必要ですか。一部が勾配屋根であればいいですか。
回答	<p>シーサイドももち地区(3-1)と同様、戸建住宅地区においては、周辺の景観に配慮し、原則として、屋根の傾斜が道路側から見てわかるようにしてください。概ね10分の3を目安としています。</p> <p>また、すべて勾配屋根でなくても良いですが、道路側から見えない位置として、過半を目安に勾配屋根としてください。</p>
備考	

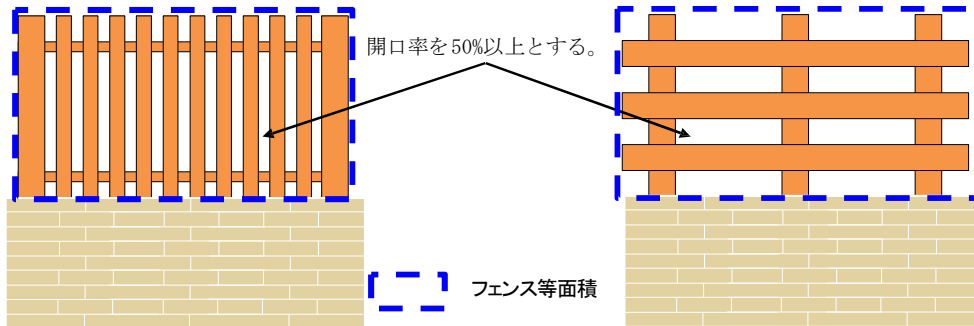
5. アイランドシティ香椎照葉地区

5-2

柵を設ける場合、「透視性のあるもの」となっていますが、どのようなものですか。

「透視性のある柵」とは開口率50%以上とします。

$$\text{開口率(\%)} = (\text{透視可能な部分の面積} / \text{フェンス等の面積}) \times 100$$



フェンスの基礎等に用いるコンクリートブロック等の高さは、敷地内の地盤面から概ね60cm以下とします。

なお、敷地と道路に高低差がある場合は、土塁等の部分の高さは除くものとします。

回答

備考

5. アイランドシティ香椎照葉地区

5-3	切り文字又はこれに類するものとはどのようなものですか。
回答	<p>建物や工作物等に、シートを文字の形に切り抜いて表示したり、直接文字等を書いたりして表示する広告物です。</p> <p>面積の取り方等は、屋外広告物Q&Aを参照してください。</p>
備考	福岡市屋外広告物Q&A

6. はかた駅前通り地区

6-1	敷地が狭いのですが、壁面の位置の制限は適用されますか。
回答	<p>魅力ある歩行者空間の形成に向けて、歩道空間だけでなく、民有敷地内においても壁面を後退させ、緑化やオープンカフェ、ストリートファニチャー等の設置を図ってください。</p> <p>小規模敷地でやむを得ない場合についても、1階部分だけは壁面を後退し、歩行者空間の賑わい形成に努めてください。</p>
備考	福岡市景観計画地区別編 はかた駅前通り地区

6. はかた駅前通り地区

6-2	庇やバルコニーは壁面後退距離にあたりますか？
回答	<p>バルコニー、屋外階段などで、建築面積に算入されない部分は壁面後退距離にあたりませんが、魅力ある歩行者空間の形成のため、閉塞的にならないよう配慮をお願いします。</p> <p>はね出しの庇については、壁面後退距離にはあたりません。</p>
備考	

6. はかた駅前通り地区

6-3	壁面の後退距離は1.5mちょうどですか？
回答	1.5m以上後退していれば、後退距離は問いませんが、周辺の景観に配慮し、配置を計画してください。
備考	

6. はかた駅前通り地区

6-4	壁面後退部分に地上設置広告物を設置してもいいですか。
回答	壁面後退部分に地上設置広告物を置くことは可能ですが、魅力ある歩行者空間の形成のため、巨大なもの、閉塞的なものの設置は避けてください。
備考	

7. 筥崎宮地区

7-1	主要な通り、主要な生活道路に直接面する建築物の屋根は原則として通り側へ向けた勾配とするとあるが、寄棟屋根でもいいですか？
回答	<p>寄棟屋根でも可能です。</p> <p>シーサイドももち地区等と同様、周辺の景観に配慮し、原則として、屋根の傾斜が道路側から見てわかるようにしてください。</p>
備考	